**○　耐震改修**

住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額制度について一定の条件を満たす耐震改修工事を実施した住宅について、改修工事が完了した年の翌年以降の固定資産税を、一定期間、減額します。

* **対象となる住宅**

・昭和57年1月1日以前から存在する住宅

・平成18年1月1日から令和8年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の耐震改修工事をした住宅

・1戸当たりの耐震改修工事費が50万円以上の住宅

* **減額割合及び期間**

・1戸当たり120平方メートルまでを2分の1減額

・平成18年1月1日～21年12月31日までに改修工事を完了→3年度分

・平成22年1月1日～24年12月31日までに改修工事を完了→2年度分

・平成25年1月1日～令和8年3月31日までに改修工事を完了→1年度分

**★手続き方法**

この減額制度の適用を受けるためには、耐震改修工事完了後3月以内に必要書類を添付した申告書を提出してください。

|  |
| --- |
| 税務課へ提出する書類 |
| 申告書 | 税務課に備え付けてあります。 |
| 耐震改修工事の内容及び費用が確認できる書類 | 耐震改修工事見積書(コピー可) |
| 耐震改修工事に係る費用を証明する書類 | 耐震改修工事費用の領収書(コピー可) |
| 次のいずれかの書類 | ・住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関が発行した証明書・建築基準法に基づく指定確認検査機関が発行した証明書・建築士法に基づく建築事務所に所属する建築士が発行した証明書 |

※ 住宅バリアフリー改修又は住宅省エネ改修に対する固定資産税の減額措置を受けている期間は、減額の対象となりません。